2　委員の数は、11人以内とする。
3　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠又は増員された委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
4　委員は、その任期が満了後においても、後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

（委員長及び副委員長）
第９条　委員会に委員長１人及び副委員長１人又は若干人を置く。
2　委員長及び副委員長は、委員会の委員のうちから、委員の互選によりこれを選任する。
3　委員長は、会議の議長となり、自主規制会議又は貸金戦略会議の諮問事項について、自主規制会議又は貸金戦略会議に報告し又は意見を述べる。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

（委員会の招集）
第10条　委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

（定足数）
第11条　委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

（議決）
第12条　委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2　委員は、それぞれ１個の議決権を有する。ただし、委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

（書面等による委員会）
第13条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。
2　前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

（委員以外の者の出席）
第14条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（議事録）
第15条　委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び委員会に出席した委員のうちから選任された議事録署名人２名以上がこれに署名押印するものとする。
2　第13条第１項に規定する書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

（小委員会）
第16条　委員会は、必要があると認めるときは、自主規制会議及び貸金戦略会議の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。
2　小委員会の委員は、委員会の委員長が協会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから指名する。
3　小委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ小委員会の委員の互選により選任するものとする。
4　第８条第３項及び第４項、第９条第１項、第３項及び第４項並びに第10条から前条までの規定は、小委員会について準用する。この場合、これらの規定中「自主規制会議又は貸金戦略会議」とあるのは「委員会」と、「諮問事項」とあるのは「審議分担事項」と、「委員会」とあるのは「小委員会」と、それぞれ読み替える。

（議事細則）
第17条　委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、自主規制会議及び貸金戦略会議の同意を得て、別に必要な事項を定めることができる。

第３章　研修

（研修の受講対象者）
第18条　本章に規定する研修の受講対象者は、次の各号に掲げるものとする。
⑴　貸金業者又はその役員若しくは使用人
⑵　前号に準ずるものとして別に定める者

（研修の受講の停止）
第19条　本協会は、法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは本協会の定款等に違反する行為をして本協会から処分を受けたことがある者の研修の受講を、１年以内の期間を定め停止することができる。

（研修の内容）
第20条　研修は、次の各号に掲げる事項に関して行う。
⑴　貸金業者に必要な法令等遵守（コンプライアンス）態勢等を構築するために必要な次の事項
イ．貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、利息制限法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の知識の向上に関する事項
ロ．顧客等に関する情報管理、反社会的勢力による被害の防止、苦情等への対処等態勢整備に関する事項
⑵　貸金業者の業態や規模の多様性にかんがみた次の事項
イ．消費者保護のための顧客対応の向上等に関する事項
ロ．ＩＴ技術の進展等による貸金業・市場の変革への戦略的な対応等に関する事項
ハ．業界動向等経営知識に関する事項
⑶　その他研修委員会で必要と認めた事項

（研修の実施方法）
第21条　本協会は、研修を次の各号に掲げるいずれかの方法により実施する。
⑴　集合研修
⑵　インターネット等の情報技術を用いて行う研修
⑶　その他研修委員会で適当と認めた方法
2　前条第１号に掲げる事項に関しては、年１回以上、その他の事項に関しては、業界環境の変化等に対応して適時実施するものとする。
3　研修の講師は、登録先等行政庁から派遣を受けた者、学識経験者、弁護士又は業界実務者等であって別に定める者とする。
4　第１項第１号に規定する集合研修により実施する場合は、貸金業者の規模、業態等属性に配慮して、別に定める場所のうち当該研修の必要な箇所で実施する。

（研修受講料等の徴収）
第22条　本協会は、別に定める額の研修受講料及びテキスト代金を徴収することができる。

（研修の公告）
第23条　本協会は、研修を実施する期日、実施地、その他研修の受講に関し必要な事項を協会員に対しては通知又は会報に掲載することにより、非協会員に対してはホームページに掲載することにより公告し、研修の受講の機会が広く与えられるよう努めるものとする。

（研修の事務）
第24条　本協会は、研修を実施するにあたり、次の各号に掲げる事務を行う。
⑴　実施場所の選定
⑵　講師の選定
⑶　プログラムの策定
⑷　教材の制作
⑸　協会員に対する周知及びホームページへの掲載
⑹　受講料及びテキスト代金の徴収
⑺　研修の実施
⑻　本協会の監督官庁に対する必要な報告
⑼　前各号に掲げるもののほか、研修を実施するにあたり必要な事務

第４章　その他

（事務の委託等）
第25条　本協会は、研修を実施するにあたり必要な事務の一部を業者に委託することができる。
2　前項の委託をするときは、機密保持及び個人情報管理等、研修に関する事務を適正かつ確実に実施することのできる業者を選定するものとする。
3　本協会は、必要あると認めるときは、委託先の業者に対し報告又は資料の提出を求めるものとする。

（規則の改廃）
第26条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て研修委員会が行う。

附　則

1　この規則は、平成19年12月19日から施行する。
2　この規則が施行される日が属する年度においては、第21条本文中「実施する。」とあるのは「、この規則施行後、可能な限り早期に実施するよう努めるものとする。」に読み替えるものとし、同条第２号の規定は適用しない。

附　則

この規則は、平成26年９月11日から改正施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。
第１条、第４条、第５条、第６条第３号、第７条、第８条第１項、第３項及び第４項、第９条第２項乃至第４項、第10条、第12条第２項、第13条第１項、第15条第１項、第16条第１項乃至第４項、第17条、第20条第１号、第23条、第24条第７号乃至第９号を改正。